

令和4年

郡山市教育委員会

6月定例会議事録

令和4年 郡山市教育委員会 6月定例会議事録

日 時 令和4年6月29日(水) 午後1時30分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志

出 席 者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
学校教育部次長((併)こども部次長) 橋 本 香
こども部次長((併)学校教育部次長) 伊 藤 克 也
生涯学習課長 宗 形 直 美
中央図書館長 莊 原 文 彰
美 術 館 長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター所長 大 竹 学
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴 戸 秀 明

書 記 岩 瀬 綾 子

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 18 号 郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について

議案第 19 号 郡山市指定重要文化財及び指定天然記念物の指定について

5 そ の 他

(1) 新型コロナウイルス感染症関連について

6 各課報告

7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 4 年 6 月定例会を開会いたします。

本日は、田中委員が欠席であります。教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項」の規定により、本定例会は成立いたします。

なお、本日は、傍聴人はおられません。

はじめに、令和 4 年 5 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

令和 4 年 5 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、今月の教育長報告として、2 件報告いたします。

初めに、令和 4 年郡山市議会 6 月定例会市政一般質問の概要について報告をいたします。今回は、8 名の議員から 32 件の質問がありました。主なものは、学校給食に関する事、学校図書館と学校司書に関する事、部活動に関する事でありました。詳しくは資料を御確認ください。

次に、今月は議会開会前に小学校4校、中学校1校の学校訪問を実施いたしました。今後も日程調整をしながら、学校訪問を実施し、各学校の教育活動を支援してまいりたいと考えております。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 次に、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第18号「郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について」、議案第19号「郡山市指定重要文化財及び指定天然記念物の指定について」、以上、2件が提出されております。議事の「議案第18号」については、人事案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案第18号」の案件について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第18号」の案件につきましては、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第19号「郡山市指定重要文化財及び指定天然記念物の指定について」の事務局の説明を求めます。

文化振興課長 それでは、議案第19号「郡山市指定重要文化財及び指定天然記念物の指定について」御説明いたします。

まず初めに指定重要文化財について御説明いたします。1つ目は、指定名称、大元帥明王立像ですが、文化財の種類は重要文化財、所在地は田村町山中にある田村神社内、申請者は山中行政区区長、申請年月日は令和元年10月23日であります。経緯については、申請後、令和元年12月5日に現地調査を行いました。令和3年2月18日に定例教育委員会へ諮問について議案を上程し議決いただきました。その後、文化財審議会を開催し審議する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審議会の日程が延び、令和4年4月15日に文化財保護審議会を開催し、諮問・現地調査・審議を

行いました。その結果、令和4年6月3日に文化財保護審議会からの答申をいただいたところでございます。概要は、像高が約50cm、木造、彩色、玉眼嵌入でございます。玉眼嵌入は、仏像の眼をより本物らしく見せるため、水晶の板をはめ込んだ技法を用いた仏像でございます。答申の概要については、大元帥明王を本尊として行われる大元帥法は、厳重な秘法とされたため、本像の存在は全国的に見ても極めて珍しいということでございます。制作の経緯は不明であるものの、郡山市にとって貴重な文化財と考えられ、郡山市指定重要文化財として指定することは適当であるという答申をいただいたところでございます。

2つ目の指定名称は、大元帥明王図像でございます。こちらの文化財の種類、所在地、申請者、申請年月日、経緯については、大元帥明王立像と同様でございます。概要は、絹本着色ですが、これは絹の上に絵が描かれているものでございます。こちらは、江戸時代初期から中期頃の制作と推定されております。所蔵する田村神社では狩野探幽作と伝わっておりますが、江戸初期から中期に別人によって描かれたと考えられるものの、郡山市にとって貴重な文化財と考えられ、郡山市指定重要文化財として指定することは適当であるとの答申をいただきました。

次に、指定天然記念物についてですが、指定名称は弥明の桜、文化財の種類は天然記念物、所在地は田村町守山、申請者は田村町観光協会、申請年月日と経緯は大元帥明王立像・大元帥明王図像と同様であります。概要は、推定樹齢300年、樹高15m、樹種はエドヒガンであります。答申の概要は、幹の内部に腐食が推察され樹勢はやや不良ではあるものの、4月の満開時は樹冠全体に純白の花を着け、見事な景観を呈するものであります。樹齢、形状等について極めて貴重な樹木であることから、郡山市指定天然記念物として指定することは適当であるとの答申をいただきました。

以上3件が郡山市指定重要文化財及び指定天然記念物の指定についての答申でございます。なお、今回答申を受けた3件と同時に申請された田村神社内にある景勝の桜については、今回の審議会において更に調査を要するとの意見があり、継続審議となっておりますことを併せて御報告いたします。説明は以上です。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。「議案第19号」については、原案の

とおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第 19 号」については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。(1)「新型コロナウイルス感染症関連について」、説明を求めます。

学校教育部長 新型コロナウイルス感染症関連について御説明いたします。6月の感染状況ですが、昨日までで87名が陽性となっております。1日平均は約3.1人、5月は12.3人、4月は24.8人でありましたので、感染者数は大きく減少しております。感染者なしの日も多くなってきておりますので、今後も推移を見ながら引き続き感染対策に努め、感染者ゼロを目指してまいりたいと思います。次に、県の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、子どもの感染拡大防止重点対策が6月12日で終了いたしました。13日からは学校における行動基準がレベル1となりましたが、引き続き学校では感染対策を行った上で教育活動を進めております。なお、マスク着用については、熱中症が命に係わる重大な問題となりますので、熱中症対策を最優先として、「マスクを外すのはどんなとき？」というリーフレットを国の方針に従い作成しました。生活の場面で身体的距離が十分に確保できないときは、これまで通りマスクを着用することとしておりますが、屋外で距離が十分確保できる場合や、距離を確保できない場合でも会話をほとんど行わない場合、また屋内においても人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない時、体育の時間や運動部活動、登下校時はマスクの着用は必要ないと各学校に通知いたしました。さらに、気温・湿度や暑さ指数が高い日の体育の授業や運動部活動、登下校の際にはマスクを外し、できるだけ距離を空け、近距離での会話を控えるよう児童生徒に指導するとともに、保護者の皆様にも御理解・御協力をいただいたところでございます。なお、中には様々な理由からマスクを着用したいという児童生徒もおりますので、その場合には個別に適切に対応するよう各学校に依頼いたしました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿部教育長職務代理者

今御説明いただいた、マスクを着ける時・外す時の区別についてですが、現在の小学校低学年の児童は、入学時にコロナウイルス感染症の感染が始まっていて、マスクをしない学校生活を経験していないため、自分でマスクを外す判断が難しいことがあるようです。周りの子どもや先生がマスクを着けるので、その中で自分がマスクを外して良いのか迷うことがあると聞いております。様々な事情の児童生徒がいらっしゃると思いますが、今の場面ではマスクを外しましょうといった声掛けを、意識的に各クラスの先生が行っていただかないと特に低学年では自発的にマスクを外すことは難しいと思いますので、声掛けについて徹底していただきたいと思います。

学校教育部長

私も毎朝登校の様子を見てみると、多くの児童生徒がマスクを着用しております。ただ、暑くなってくるに従いマスクを外す児童生徒が増えてきております。自転車で通学している高校生はマスクを外している割合が多いようです。特に暑い日には、教職員の指示でマスクを外すよう学校に通知したいと思います。

教 育 長

その他、ございますか。

(なし)

教 育 長

次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	総務課	令和4年度教育委員会表彰等について
		郡山市教育委員会の権限に属する令和3年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
2	生涯学習課	令和4年第1回社会教育委員の会議について

3	美術館	「横浜美術館所蔵 日本美術院の作家たち展」について
		ワークショップ「粘土型でつくる張り子の仮面」について
		鑑賞学習対応について
		次回企画展「魔法の美術館」について
4	学校管理課	令和4年度学校給食における食物アレルギー対応について
5	教育研修センター	5月教職員研修講座の等の実施状況
6	総合教育支援センター	令和4年度幼・保・小連携推進事業 第1回相互参観（協議会）について
		令和4年度幼・保・小連携推進事業 第1回合同研修会について

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第18号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。）

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

（なし）

教 育 長 事務局から他にありますか。

こども部次長 本日配付いたしましたヤングケアラーのリーフレットについて御説明いたします。リーフレットは、児童生徒対象のものと、大人を対象とする2種類ございます。どちらも、こども部所管の郡山市要保護児童対策地域協議会が作成したものです。ヤングケアラーとは、最近様々な場面で聞かれる言葉

ですが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、自分のやりたいことができないなど、子どもの権利が守られていない18歳未満の子どもと定義されています。このことについて、昨年、一昨年、国がサンプルで実態調査を行いました。今年度、福島県が小学5年生から高校3年生までに実態調査を行うこととなっております。この調査を行うにあたり、事前に小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒にリーフレットを配付し、自身がヤングケアラーに該当するかの理解を深めてもらうために作成いたしました。もう1種類の大人向けのリーフレットについては、学校生活や日常生活の中で、ヤングケアラーに該当する児童生徒がいるかもしれないと気付いていただく目的で作成いたしました。大人向けのリーフレットについては、地域の民生委員、学校関係者、医療機関等に配付する予定でございます。

説明は以上です。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員 理解した後はどう支援していくのが大事なことだと思いますが、具体的なものはあるのでしょうか。

こども部次長 その先の支援についてですが、国の既存のサービスを活用する前提で、その先にどういった支援が必要になってくるのかについては、今年度県が行う実態調査の中で、どういった支援を必要としているかを確認・検証した上で支援策が作成されると考えております。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和4年6月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後2時17分